



茨城県



いばらきのかわ



茨城県の河川・海岸・ダム・砂防事業の概要

I 概 要

1. 河川

茨城県の北部地域の河川は、久慈川、那珂川両水系の一級河川と太平洋に直接注ぐ二級河川群（17水系）からなり、大部分は山間部を流れる比較的急流で、美しい自然と清らかな水質が維持された河川です。北部地域の主要な河川としては、一級河川的那珂川、久慈川とその支川の涸沼川、桜川、山田川、里川、二級河川の十王川、大北川などがあります。

南部地域の河川は、霞ヶ浦、小貝川、鬼怒川を含めて全てが利根川水系に属し、広大な田園地帯をゆったりと流下する緩流河川が大半を占めています。南部地域の主要な河川としては、一級河川の利根川、鬼怒川、小貝川、霞ヶ浦と、これらの支川の飯沼川、八間堀川、谷田川、桜川、恋瀬川などがあります。

また、河川の管理については、県内における一級河川と二級河川のうち、一級河川の指定区間と二級河川は茨城県が行っており、一級河川の指定区間外（利根川、那珂川、久慈川等）については国土交通省が行っています。



▲茨城県域図

平成31年4月1日現在

河川の種 類	河川管理者	水系名	河川数 (本)	延長 (m)			備 考
				左岸	右岸	計	
一級河川	国土交通大臣 (指定区間外)	利根川	11	510,740	174,940	685,680	河川の本数について：国土交通大臣管理区間の上流に知事管理区間の存する河川(7河川)については、合計欄で重複分を除いて計上した。
		那珂川	4	60,500	60,500	121,000	
		久慈川	3	47,800	47,800	95,600	
		小 計	18	619,040	283,240	902,280	
	知 事 (指定区間)	利根川	90	792,200	777,650	1,569,850	
		那珂川	65	375,700	373,000	748,700	
		久慈川	33	301,620	301,620	603,240	
		小 計	188	1,469,520	1,452,270	2,921,790	
合 計			199	2,088,560	1,735,510	3,824,070	
二級河川	知 事		28	189,520	190,650	380,170	
総 計			227	2,278,080	1,926,160	4,204,240	

河川の種 類	河川管理者	市町村数	河川数(本)	延長(m)
準用河川	市町村長	24	99	231,340

▲河川管理延長内訳



▲久慈川(大子町)



▲桜川(桜川市)

平成30年4月1日現在

2. 海岸

茨城県北部の海岸は海食崖と砂浜が混在した地形的変化に富んだ海岸であり、南部は単調な弧状を呈した長大な砂浜海岸になっています。ともに美しい海岸風景を有しており、水もきれいなことから各地に海水浴場が点在しています。

また、管理については、福島県境から千葉県境までの約190kmにおよぶ海岸線のうち、所管が国土交通省水管理・国土保全局と同省港湾局、農林水産省水産庁に分かれており、茨城県河川課では水管理・国土保全局所管海岸の管理を行っています。

所 管	管理延長 (m)
水管理・国土保全局専属	94,051
水産庁専属	28,532
港湾局専属	70,366
水管理・国土保全局 水産庁重複	950
合 計	193,899

▲海岸管理延長内訳



▲五浦海岸(北茨城市)



▲角折海岸(鹿嶋市)

3. ダム

茨城県では7つの多目的ダムを管理しており、治水（下流河川の洪水被害の軽減）、利水（都市用水の確保）及び環境（流水の正常な機能の維持）などの役割を担っています。

4. 砂防

県内には、4,079箇所の土砂災害危険箇所が確認されており、茨城県は土砂災害を防止する取り組みを行っています。

このうち、土石流危険渓流や地すべり危険箇所は、県北山間地や筑波山周辺を中心に、急傾斜地崩壊危険箇所は、海岸線沿いや霞ヶ浦周辺を中心に分布しています。



▲小山ダム(高萩市)
※県内で一番大きいダム



▲筑波山千寺川砂防堰堤群
※茨城県における最初の本格的砂防事業として整備された箇所

平成31年4月1日現在

土砂災害危険箇所	箇所数
土石流危険渓流	1,665
地すべり危険箇所	105
急傾斜地崩壊危険箇所	2,309
合 計	4,079

▲土砂災害危険箇所数内訳

II

整備の目標

茨城県では時代の変化に的確に対応し、未来に希望を持つことができる「新しい茨城」づくりを県民の皆さんと推進していくため、平成30年度からの県政運営の指針となる**茨城県総合計画 ～「新しい茨城」への挑戦～**を策定しました。

この総合計画のもと、河川課では県土の保全及び多様な自然の保全と活用に取り組んでいます。

茨城県総合計画 「新しい茨城」への挑戦



▲県総合計画における4つのチャレンジ

チャレンジⅠ 「新しい豊かさ」

かけがえのない自然環境の保全・再生

河川課事業

・身近な自然環境の保全
『河川等における親水空間の整備や環境機能の維持・保全』

チャレンジⅡ 「新しい安心安全」

災害に強い県土

河川課事業

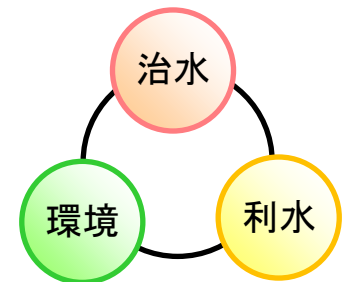
・災害に備えた体制づくり
『河川に関する水位等の情報提供の強化』
・危機に強いライフラインの整備
『公共インフラなどの耐震化・長寿命化の推進』
・治山治水対策の強化
『洪水被害や土砂災害、津波、高潮による災害などの防止・軽減施設の整備』
『土砂災害警戒区域の見直し』

III

河川整備基本方針・河川整備計画

河川法において、河川管理者はその管理する河川について、河川整備基本方針と河川整備計画を定めることとされています。

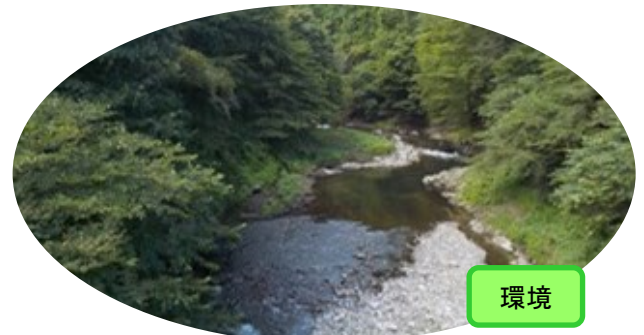
基本方針及び整備計画は、「治水」・「利水」・「環境」を総合的に考えて作成されます。



- 「治水」とは、洪水などの水害を防ぎ、河川の改良・保全を行うことです。県が行う河川整備は10年に1度程度の発生が想定される降雨に対応できる河川改修を基本として河川整備の断面などを決定します。



- 「利水」とは、河川や湖沼などから水を引き、その水を利用（都市用水、農業用水など）することで、利水の実態も踏まえて計画に反映させています。



- 「環境」については、河川の流域に生息・生育している動植物の環境の保全について十分配慮し、かつ流水の正常な機能を保つことを計画に反映させています。

IV 河川事業

洪水を安全に流下させるための治水対策として、河川の拡幅、堤防の築造、河道の掘削、流水の阻害となる橋や堰等の改築などの河川改修工事や、大雨時に本川の水を一時的に貯めこんだり、市街化の進展に伴い増大する雨水の流出を抑制するための調節池の整備を行っています。また、つくばエクスプレス沿線の開発地域では流域内に一時的に雨水を貯めこむ貯留浸透施設の整備も行っています。

1. 川幅を広げる工事

つくばみらい市を流れる中通川は、つくばエクスプレス沿線のみらい平駅周辺の開発により、河川への雨水の流入量が増加し、豪雨時にはたびたび水害をもたらしてきました。市街地開発により地表面がアスファルトやコンクリートで被覆されてしまうと、雨水の地面への浸透量が減少して、地表面を流れる量が増加し、降った雨が川に流れ出すまでの時間が短くなり、大雨が降ると洪水が発生する恐れが大きくなります。そのため計画的に川幅を広げる工事（河川改修工事）を行っています。



▲一級河川 中通川の河川改修工事（つくばみらい市、茨城県施工）

2. 河道掘削工事

石岡市とかすみがうら市を流れ、霞ヶ浦に流入する恋瀬川には、一部で河道が狭い区間があり、大雨などの増水の際には、流れる量が制限されるため、氾濫しやすい場所になっています。そこで、川の水を安全に流せるよう河川敷の河道を掘る工事（河道掘削）を行っています。



▲一級河川 恋瀬川の河川改修工事（石岡市、茨城県施工）

3. 川幅の拡幅に合わせた橋の架け替え

取手市を流れる相野谷川では、JR常磐線の橋梁が短く、橋梁部分の河道面積が小さいため、洪水時に氾濫する危険性が高くなっていました。洪水被害を防ぐために、より長い橋へと架け替えて橋梁部分の河道面積を大きくしました。これにより、洪水が起きても、安全に川の水が流れるようになります。



▲一級河川 相野谷川の河川改修工事(取手市、茨城県・JR施工)

4. 堤防の整備

流域の人口・資産が集中している那珂川下流域は無堤防区間であり、昭和61年(1986年)出水をはじめ、これまでに多くの浸水被害が発生しています。このため、早期に治水対策の推進が求められており、大野地区(水戸市)、勝田地区(ひたちなか市)においては堤防整備が進められています。



一級河川 那珂川の河川改修工事
(水戸市・ひたちなか市、国土交通省施工) ▶

5. 構造物(水門)の整備

古河市を流れる女沼川と利根川の合流部にある樋管は、大正13年(1924年)に施工され、施設の老朽化と排水断面に不足が生じています。

そこで、川の水を安全に流せるようにするため、女沼川改修にあわせて、新たな水門(積水水門)の整備が進められています。



一級河川 利根川の河川改修工事
(古河市、国土交通省施工) ▶

6. 特定のエリアの雨水の流出を抑制するための調節池の整備

つくばエクスプレス沿線における開発は、市街化の進展に伴う雨水の流出量の増加により、下流河川に氾濫等の影響を与えることが想定されます。このため、河川への雨水の流出を抑制する対策として調節池の整備を行っています。

つくばエクスプレス沿線開発に関わる調節池整備
(つくば市、都市再生機構施工) ▶



葛城川調節池

7. 貯留浸透施設の整備

つくばエクスプレス沿線開発のつくば地区では雨水の流出を抑制する対策として、公園や学校等の公共施設の整備とあわせ、貯留浸透施設を設置しています。この貯留浸透施設は雨水を一時的に貯留し、その一部を地中に浸透させるものです。この機能により流出抑制のみならず、水環境の保全にも寄与するものです。



▲つくばエクスプレス沿線開発の貯留浸透施設整備

V 環境整備

河川や湖沼の利活用を通して、人々に親しまれるような良好な水辺環境の創造、景観との調和、生態系の保全、水質の浄化等を目的とした水辺空間の整備を実施しています。

1. 親水空間の整備

里川（常陸太田市）や前川（潮来市）では、水と親しめるレクリエーションの場や、歴史や文化などの地域資源を活かし、まちづくりと一体となった親水空間の整備を行っています。



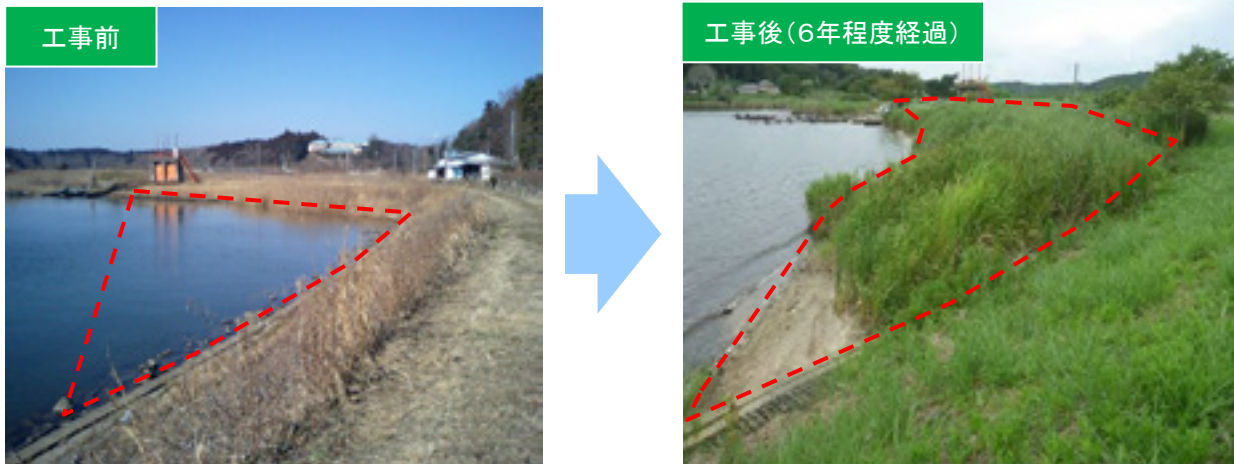
▲親水護岸整備箇所での環境学習
(常陸太田市：里川)



▲水郷潮来あやめ祭りの嫁入り舟で賑わい
(潮来市：前川)

2. 植生帯の再生整備

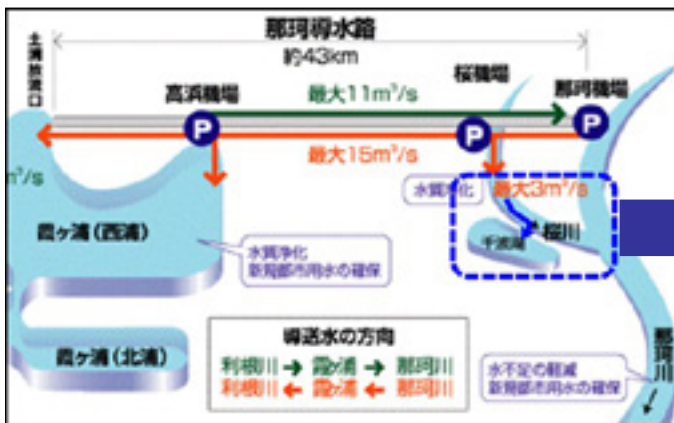
涸沼では、水辺空間が本来持っている生物の良好な生育環境に配慮し、美しい自然環境を保全・創出するために、植生帯の再生を行っています。



▲植生帯の再生状況(茨城町:涸沼)

3. 水質の浄化

水戸市にある千波湖では、生活排水の流入等により水質が悪化していることから、人と河川が豊かに触れ合える河川環境の創出のため、那珂川からの浄化用水を活用した水質改善を進めています。



▲霞ヶ浦導水事業 概要図

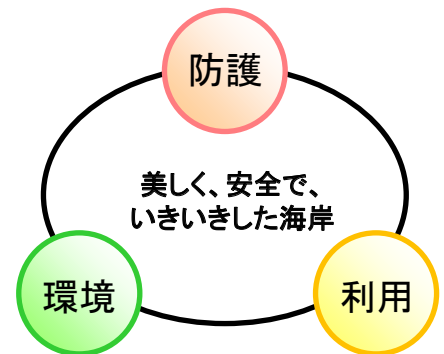


▲桜川から千波湖への導水

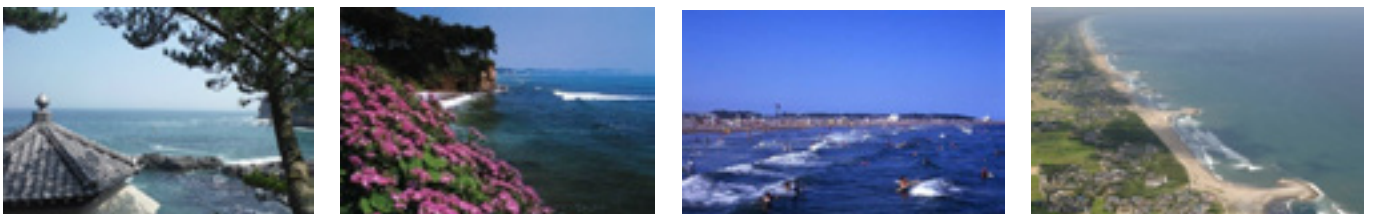
VI 海岸事業

近年は保全施設の老朽化や海岸侵食による汀線の後退が顕著となり、護岸の倒壊や高潮、波浪による越波被害が増えるなど、海岸保全対策が必要となっています。

平成28年3月に改定した「茨城沿岸海岸保全基本計画」に基づき、防護・環境・利用の調和のとれた『美しく、安全で、いきいきした海岸』を目指して、海岸保全事業を推進しています。



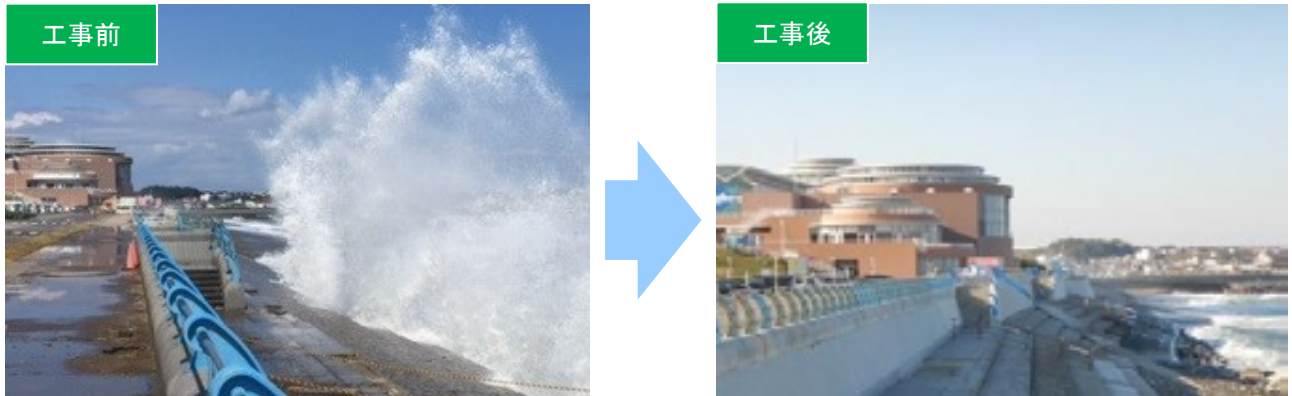
- ①「防護」とは、津波・高潮や侵食の進行による災害を防ぐための海岸保全施設等の整備を行うことです。
- ②「利用」とは、海岸の利用の増進に資する施設の整備等を推進するとともに、景観や利便性を著しく損なうことのないよう施設の維持管理を適切に行うことです。
- ③「環境」とは、海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、喪失した自然の復元や景観の保全も含め、自然と共生する海岸環境の保全と整備を図ることです。



1. 津波・高潮対策

(1) ハード対策

津波・高潮波浪による被害から県土を保全するため、比較的発生頻度が高い一定程度の津波(L1津波)と高潮波浪のうち、高い方を必要な堤防高として設定し、護岸の嵩上げなどの整備を進めています。



▲磯浜海岸(大洗町、茨城県施工)



▲金沢海岸(日立市、茨城県施工)

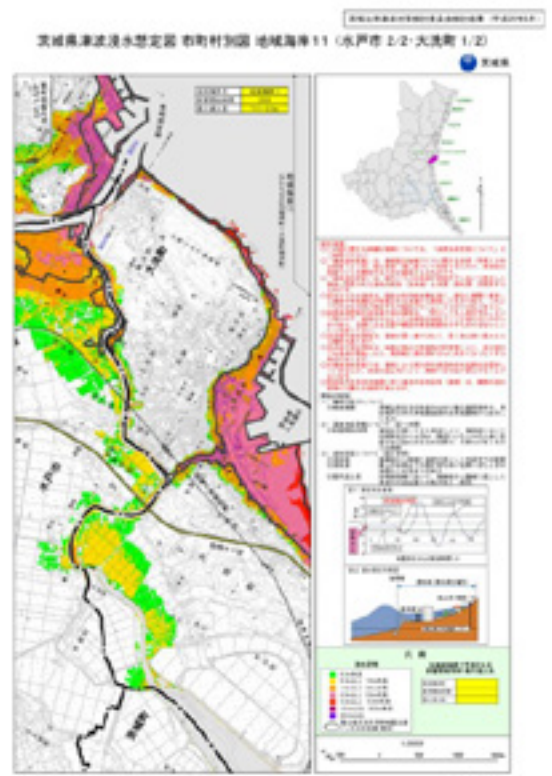
(2) ソフト対策

茨城沿岸における最大クラスの津波(L2津波)を想定したシミュレーションを実施し、平成24年8月に浸水域・浸水深を記載した浸水想定区域を公表しました。これは、平成23年12月に施行された「津波防災地域づくり法」に基づき作成した全国初めての事例となっています。なお、浸水想定区域が該当する市町村においては、これをもとに避難所等が記載された津波ハザードマップを作成しています。

また、海岸付近に津波の注意喚起看板の設置を行うなど、総合的な防災・減災対策を推進しています。



▲津波の注意喚起サイン



▲全国初の事例となった津波浸水想定図

2. 侵食対策

侵食による砂浜の消失でおこる被害から県土を保全するため、全国初となる粗粒材養浜などによる侵食対策を進めています。



▲粗粒材養浜により砂浜が回復した神向寺海岸(鹿嶋市、茨城県施工)

Ⅶ ダム事業

1. ダムの概要

県内には、治水、利水及び環境などの役割を持つ7つの多目的ダムがあります。

2. 多目的ダムの役割

(1) 治水

ダム地点の洪水流量を調節することにより、ダム下流部の洪水被害の軽減を図ります。

(2) 利水

河川水を貯留することにより、都市用水（水道用水、工業用水）等の安定的な取水を可能にします。

(3) 環境（流水の正常な機能の維持）

渇水時にダムから流水を補給することにより、本来河川が持っている機能（動植物の保護など）を維持します。



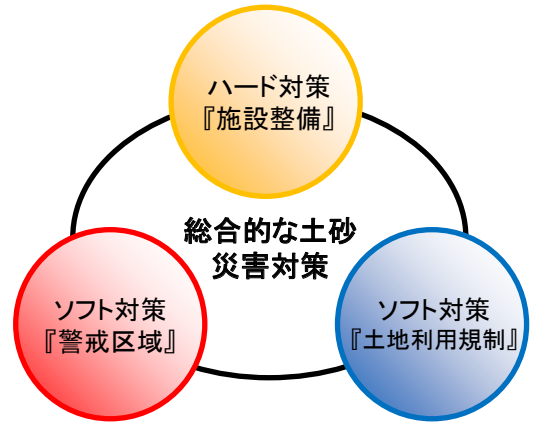
▲竜神ダム(常陸太田市)

名称	位置	ダムの諸元			完成年度
		形式	堤高	総貯水量	
水沼ダム	北茨城市	重力式コンクリートダム	33.7m	2,230千m ³	昭和41年度
小山ダム	高萩市	重力式コンクリートダム	65.0m	16,600千m ³	平成17年度
花貫ダム	高萩市	重力式コンクリートダム	45.3m	2,880千m ³	昭和47年度
十王ダム	日立市	重力式コンクリートダム	48.6m	2,860千m ³	平成5年度
竜神ダム	常陸太田市	重力式コンクリートダム	45.0m	3,000千m ³	昭和53年度
藤井川ダム	東茨城郡城里町	重力式コンクリートダム	37.5m	4,462千m ³	昭和51年度
飯田ダム	笠間市	重力式コンクリートダム	33.0m	2,440千m ³	平成3年度

▲県管理ダム一覧

VIII 砂防事業

土砂災害から、住民の生命及び財産を守り、地域の安全・安心を確保するため、土砂災害防止施設の整備といったハード対策と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定により、災害のおそれのある区域を明確にし、危険の周知、区域内での新規住宅等の立地抑制、警戒避難体制の整備等のソフト対策を合わせた、総合的な土砂災害対策を実施しています。



1. ハード対策(土砂災害防止施設の整備推進)

- ①土石流対策
(砂防堰堤工、溪流保全工等)
- ②地すべり防止対策
(排水工、抑止杭工等)
- ③急傾斜地崩壊防止対策
(法枠工、擁壁工等)



▲ 土石流対策(常陸太田市: 鍬柄平沢)



▲ 土石流対策(石岡市: 中戸沢)



▲ 地すべり防止対策(常陸大宮市: 大塚)



▲ 急傾斜地崩壊防止対策(龍ヶ崎市: 宮下)



▲ 急傾斜地崩壊防止対策(行方市: 山田)

2. ソフト対策

(1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定

警戒避難体制の整備

- ・土砂災害警戒区域等の指定
- ・市町村への土砂災害ハザードマップの作成支援
- ・要配慮者利用施設への避難確保計画の作成支援
- ・土砂災害警戒情報の発表

土地利用規制(土砂災害特別警戒区域)

- ・特定の開発行為に対する許可行為
- ・建築物の構造規制
- ・建築物の移転等の勧告、支援



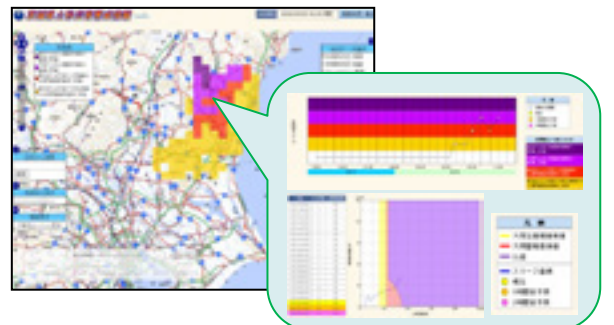
▲ 土砂災害警戒区域等の指定図

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び補足情報の提供

土砂災害警戒情報は、大雨警報発表中に大雨による土砂災害発生の恐れが高まったときに、県と水戸地方気象台が共同で発表し、市町村の防災活動、避難勧告等の発令、住民の自主避難等の判断を支援するための情報です。

さらに県では、土砂災害警戒情報を補足する情報として、地域ごとの警戒の目安となる、詳細な情報をインターネットにより提供しています。

<http://www.dosya.kasen.pref.ibaraki.jp/dosya/>



▲ 土砂災害警戒情報HP

IX 災害対策

1. 県内各地の雨量・河川水位の情報提供

(1) 県ホームページ

河川課では、リアルタイムで県内の雨量・河川水位などの情報提供を行っております。

パソコン向け

<http://www.kasen.pref.ibaraki.jp>

携帯電話向け

<http://www.kasen.pref.ibaraki.jp/mobile/>

閲覧できるデータ

気象警報・注意報
洪水予報発表情報
避難判断水位情報
県内の雨量情報
県内の河川水位
監視カメラの画像
ダム情報



▲パソコン向けHP

(2) NHKデータ放送

NHKデジタル放送（データ放送）において、河川情報（水位・雨量）を分かりやすく、リアルタイムに確認できるようになりました。

テレビのリモコンの「dボタン」を押して、トップメニューの「河川水位雨量情報」を選び、「決定ボタン」を押して下さい。



▲NHKデータ放送

2. 洪水予報、避難判断水位情報の発表

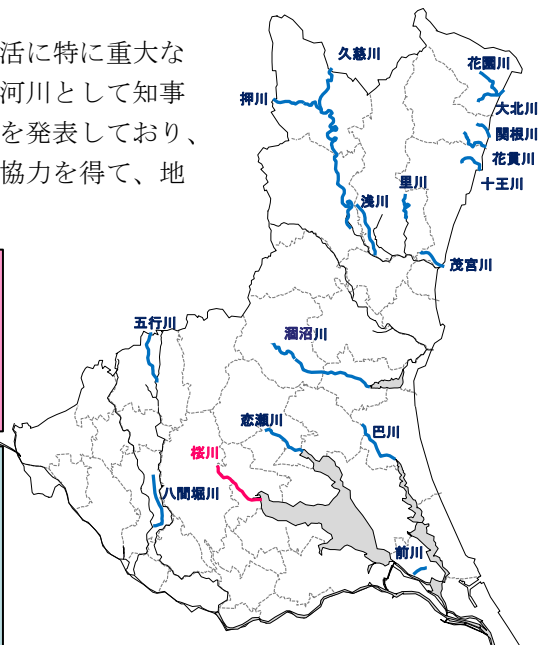
県が管理する河川において万が一洪水が発生した場合に、住民生活に特に重大な損害が生じる恐れがある河川については、洪水予報河川や水位周知河川として知事が指定しております。これらの河川では、洪水予報や水位等の情報を発表しており、市町村など関係機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を得て、地域住民に対し、洪水や水位に関する情報を提供しております。

○洪水予報河川：桜川(利根川水系)
(1河川)

河川管理者と気象庁が共同で「氾濫危険情報」（警戒レベル4相当情報）などの洪水予報を発表します。

○水位周知河川：大北川、花園川、花貫川、十王川、押川
五行川、巴川、湊沼川、前川、里川、浅川
久慈川、茂宮川、関根川、恋瀬川、八間堀川

市町村が避難勧告等の判断をおこなうための目安となる水位に到達した場合に、「避難判断水位情報」などを発表します。



▲指定河川位置図

【警戒レベル相当情報】

警戒レベル5相当情報
氾濫発生情報
大雨特別警報 等

警戒レベル4相当情報
氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等

警戒レベル3相当情報
氾濫警戒情報
洪水警報 等

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報※1 ※1可能な範囲で発令
警戒レベル4	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	・避難勧告 ・避難指示（緊急）※2 ※2緊急的又は重なる避難を促す場合に発令
警戒レベル3	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報 等
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	警報級の可能性 ※平成25年出水期より早期注意情報と名称変更

▲警戒情報の伝え方

3. 被害箇所の早期復旧

地震や台風、豪雨等により被災した箇所について、必要に応じて応急復旧工事を実施し被災直後より必要な安全確保を行うとともに、速やかに災害復旧事業に着手し、早期復旧に努めております。

(1) 平成23年3月11日 東日本大震災

県管理の河川堤防や海岸護岸など、計215箇所、約90億円の被害が生じました。



▲ 潤沼 (茨城町、茨城県施工)

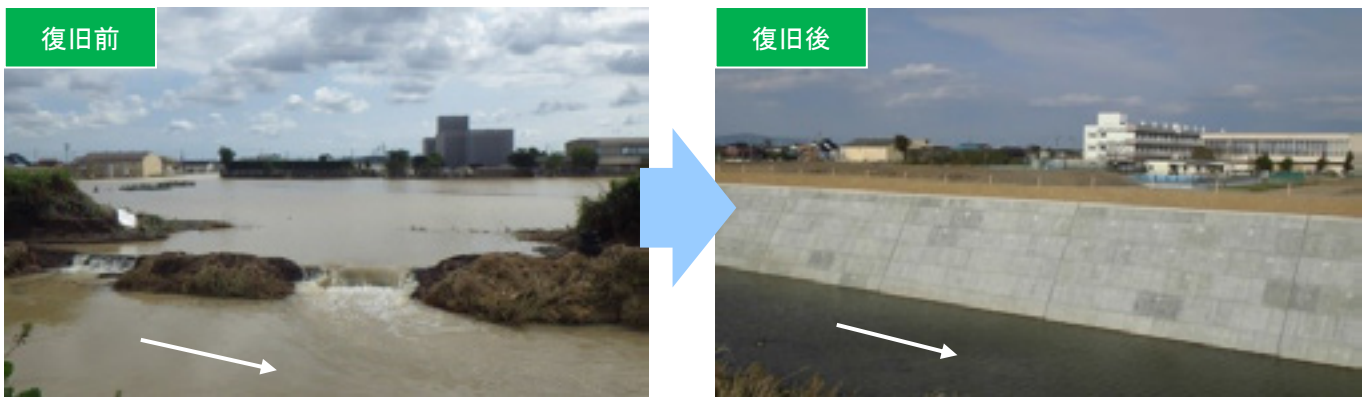
	被災状況
河川	地盤の液状化等により、潤沼や新利根川など、64河川184箇所が被災 被害額: 約73億円
海岸	地震及び津波により、金沢海岸など 22海岸28箇所が被災 被害額: 約15億円
砂防	地震により、宮町の急傾斜崩壊防止施設など、3箇所が被災 被害額: 約2億円

▲ 東日本大震災における被災状況 (県管理施設)

(2) 平成27年9月 関東・東北豪雨

堤防の決壊などにより、国土交通省が管理する鬼怒川のほか、県管理の44河川、138箇所において被害が発生し、約28億円の被害が生じました。

被害の大きかった八間堀川については、川の断面を広げて再度災害の防止を図りながら復旧を実施しました。



▲ 八間堀川 (常総市、茨城県施工)



▲ 鬼怒川 (常総市、国土交通省施工)

	被災状況
河川	堤防の決壊等の被害により、八間堀川、宮戸川など 44河川138箇所が被災。 ・決壊 8箇所 ・漏水 4箇所 ・法崩 126箇所 被害額: 約28億円

▲ 関東・東北豪雨における被災状況 (県管理施設)

4. 県管理河川減災対策協議会

平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号など、頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず起こるもの」へと意識を根本的に転換し、水防災意識社会の再構築への取組を行います。

県管理河川を対象に、県内を6ブロックに分け、減災対策協議会を設立し、関係市町村等と連携・協力し、減災に対する取組を推進します。



▲減災対策協議会(県西ブロック)

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- 情報伝達、避難計画等に関する事項
 - ・ホットラインやタイムラインの作成等
 - ・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施等
- 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項
 - ・最新のハザードマップ等の周知等
- 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項
 - ・河川監視カメラや水位計の増設等



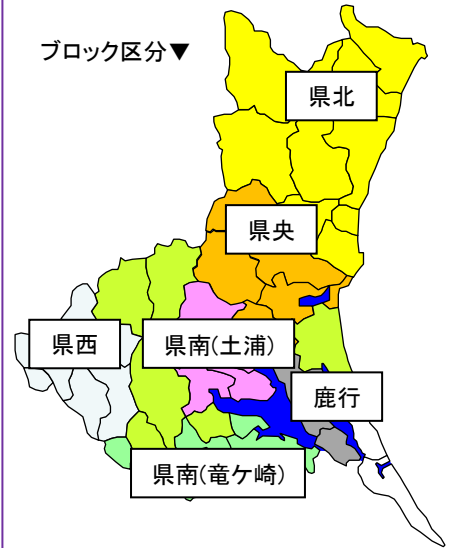
▲ハザードマップ(つくば市)



▲八間堀川タイムラインに基づく情報伝達演習



▲要配慮者利用施設管理者を対象とした避難計画作成に係る説明会



ブロック区分▼

※つくば市、筑西市、桜川市、
銚田市、つくばみらい市、
阿見町は複数ブロックに参加

(2) 的確な水防活動のための取組

- 水防体制の強化に関する事項等
 - ・重要水防箇所共同点検等



▲十王川・茂宮川共同点検(日立市)

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等
 - ・排水計画の作成や排水訓練の実施



▲排水ポンプ車の排水訓練(取手市)

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

- 洪水氾濫を未然に防ぐ対策
 - ・治水対策の重点化、効率化
- 河川の適切な維持管理
 - ・堤防等の変状の発見や補修、堆積土砂の撤去などの適切な維持管理 等



▲出水期前点検(堤防・護岸)



▲出水期前点検(樹木の繁茂)

(5) 減災・防災に関する取組

- 災害時及び災害復旧に対する支援等
 - ・職員の技術力向上に向けた講習会の実施



▲災害実務講習会

X 維持管理

1. 河川の維持管理事業

漏水箇所の早期発見、流下能力の維持、堤体の弱体化防止や潤いのある水辺環境の保全を図るために河川除草を行います。また、点検により確認された堤防や護岸の損傷個所の修繕、河道内に堆積した土砂の撤去を行い、治水機能の維持を図ります。



▲除草作業の様子(稲敷市:新利根川)



▲除草作業の様子(水戸市:沢渡川)



対策前



対策後

▲堆積土砂の撤去により、流下能力が向上(日立市:十王川)



▲天の川(かすみがうら市)

2. 河川愛護地域づくり促進事業

河川が地域住民の共有財産であるとの認識の下に、市民団体や関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全を地域一体となって積極的に推進するために、県管理河川において除草及び清掃等を行う団体に対して、活動実施に必要な物品の支給・貸与をしています。

3. 鹿島灘ヘッドランドへの立入禁止

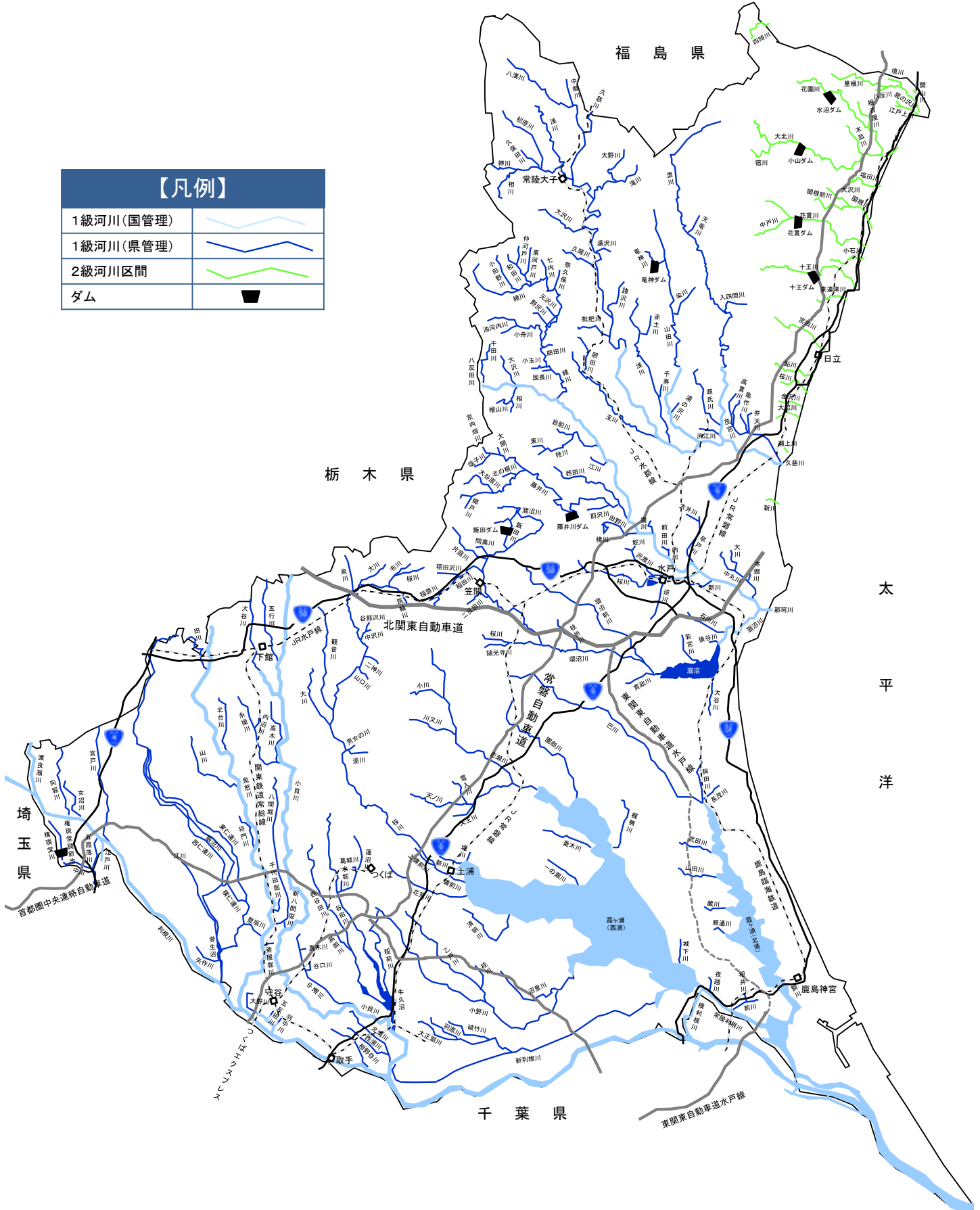
海岸侵食を防ぐために設置された鹿島灘のヘッドランド周辺では、沖に向かう強い流れ(離岸流)が発生することがあり、死亡事故も発生していることから、「立入禁止看板」の設置やリーフレットの配布、パトロールの実施により、その危険性の周知を図っています。



▲ヘッドランドに設置された立入禁止看板や啓発リーフレット

茨城県河川等の位置図

【凡例】	
1級河川(国管理)	
1級河川(県管理)	
2級河川区間	
ダム	



企画・編集 / 茨城県土木部河川課

茨城県水戸市笠原町978番地6 TEL.029-301-4485 (河川課直通) FAX.029-301-4499